

# 外国人材の受入れ・共生のための 総合的対応策検討会（第5回） 議事録

- 第1 日 時 平成30年12月17日（月） 自 午後 2時00分  
至 午後 4時00分
- 第2 場 所 法務省地下1階大会議室
- 第3 議 題 （1）外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に係る取組の現状・課題・対応策  
（2）外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（素案）の検討
- 第4 議 事 （次のとおり）

## 議

## 事

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第5回外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会を開催いたします。

本日は、佐々木が司会進行を務めさせていただきます。過去何度か欠席をいたしまして、大変失礼いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議論に入ります前に、1点御報告を申し上げます。本年12月7日に、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が成立し、同月14日、公布されました。同法の概要につきましては、本検討会の第3回会議において、法務省入国管理局から御説明をしたとおりでありまして、来年4月1日からの施行となります。この間の皆様方の多大な御協力に深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、本日の進行の予定と配付資料につきまして、事務局から説明させていただきます。

法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室長 事務局でございます。

まず、本日の進行の予定につきまして御説明をさせていただきます。

本日は2部構成とする予定です。まず、第1部におきまして、総合的対応策の取りまとめを行うに当たって、なお議論を行っておくべき事項について、意見交換をさせていただきます。その後、休憩を挟みまして、第2部において、それまでの議論を踏まえた総合的対応策の素案を提示させていただき、素案について御議論、意見交換をさせていただきたいと思っております。

続きまして、配付資料の確認でございます。お手元に配付させていただいているものを御確認ください。

まず、議事次第と配席図でございます。そして、本日の第1部の議論に用いる資料として、資料1「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に係る取組の現状・課題・対応策」を配付しております。

また、本日の検討会では、資料2として、総合的対応策の素案を配付する予定ですが、この素案につきましては、第1部の議論を経た後、第2部の冒頭において配付する予定にしております。

なお、資料3でございますが、有識者の先生方から御提出していただいたものでございます。先ほど確認しましたところ、一部印刷に不備がございました。後ほど、第2部の冒頭で、刷り直してお渡ししたいと考えております。失礼いたしました。

なお、総合的対応策につきましては、地方公共団体などから要望書が提出されております。それらにつきましては、事前に皆様にお渡しするなどしているところでございますが、本日この会場におきましては、有識者の委員の方々に御覧いただけるよう、それらの要望書等の写しを御用意しております。必要に応じて、適宜御覧いただければと思います。

資料はお手元でございますでしょうか。もし不備がございましたら、大変恐縮ですが、お近くの職員にお申出ください。

以上でございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） よろしいでしょうか。

それでは、議事（１）の総合的対応策に係る取組の現状・課題・対応策に関する議論に入ります。

相談窓口の一元化につきましては、既にこれまでの検討会におきまして、御説明いただいているところですが、その後、更に検討が進んだ点があると聞いておりますので、関係省庁から御説明をいただければと思います。

それでは、まず、法務省からお願いします。

法務省入国管理局参事官 法務省入国管理局でございます。

相談窓口の関係でございますが、外国人が様々な事柄について、疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報あるいは相談場所に迅速に到達することができるように、都道府県、政令指定都市及び外国人が集住する市町村において、地方公共団体が情報提供や相談を行う一元的な窓口である、仮称として多文化共生総合相談ワンストップセンターを設置することを支援してまいりたいと考えております。

その中で、地域の実情に応じて、通訳の配置ですとか多言語翻訳アプリの導入による多言語対応などの相談体制の整備・拡充の取組を支援して、また、地方公共団体職員に対し、相談業務に関する研修等を実施するなど、その知識の更なる涵養を図るほか、入国管理局職員等を地方公共団体の要望を踏まえて派遣するなどして、出入国及び在留の手續に係る相談にも一元的に応じることとしたいと考えております。

以上でございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） それでは、この点につきまして、御意見、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に、悪質な仲介事業者等の排除に関する議論に移りたいと思います。

この項目につきましては、外務省、法務省、厚生労働省、警察庁におきまして、検討を行ったと聞いておりますが、検討状況につきまして、法務省からまとめて発表申し上げます。法務省入国管理局参事官 法務省でございます。

関係省庁と検討してまいりました状況につきまして、代表して御説明を申し上げます。

まず、技能実習の関係でございますけれども、技能実習の在留資格について、不適切な送出し機関の関与の排除等を目的とした二国間の取決めの作成を進めておりますけれども、この作成に至っていない送出し国のうち、中国、インドネシア、タイにつきまして、平成31年4月を目途として、同取決めを作成することを目指してまいりたいと考えております。

それから、新しい在留資格である特定技能につきましても、平成31年から外国人材の送出しが想定される、日本語試験を実施する9か国との間で、平成31年3月までに、悪質な仲介事業者の排除を目的とした情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間の政府間文書の作成を目指してまいりたいと考えております。この点について関係省庁が連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） それでは、この点につきまして、御意見あるいは御質問があたりの方はお願いします。高橋先生、どうぞ。

高橋委員 二国間協定は当然必要なことだと思いますが、協定を結ぶことによって、悪質な仲介事業者が本当に排除できるのかどうか、その協定の実効性について質問させていただきたいと思います。先ほど、中国、インドネシア、タイと新たに取決めを作成するということ

でしたが、一方で既存の協定を結んでいる国もあり、そういったところでは悪質業者が排除できているのかどうかも含めて、御回答いただければと思います。

法務省入国管理局参事官 入国管理局です。

技能実習については、徐々にですけれども、既に二国間文書の作成を進めておりまして、現在、10か国とは文書の作成ができているというところでございます。

先生御指摘のとおり、二国間の取決めをする、文書を作成すること自身が目的ではなくて、それをいかに実効あるものにするかということが重要でございまして、まだ順次作成を進めているところですので、それだけでももちろん、全ての問題が解決するというところではございませんが、この取決めに基づきまして、送出し国に対しては、従来この取決めがなくても、送出し国側に問題がある場合には、いろいろな形での申入れなど、外務省などにも御協力いただいで対応してきているのですけれども、それだけでは不十分な部分もあります。したがって、やはりきちんと二国間の文書を作成し、合意がある中で、その枠組みに基づいて、例えば、送出し国において保証金を取られていたというような情報があれば、我々の方でも、この送出し機関について、こういう情報があります、ということ枠組みの中で申し入れることが可能になります。

日本政府としても、送出し国に大使館等を置いておりますが、公権力行使のようなことはできません。ただ、主な送出し国では、日本向けに限らず、自国民の労働者としての送出しの仕組みがございまして。そういう中で、送出しを行うことができる機関については、送出し国において何らかの規制があるというのが一般的でございまして、悪質な機関に関する情報がありますと、そもそもその送出し機関を排除し、以後は送出しに関与できないようにすることが可能になってまいりますので、そういう意味で、実効性は出てくるものと思っています。

こうしたことを通じて、より実効あるものにしてまいりたいと思っておりますし、実効性という意味では、二国間だけではなくて、我々の方の国内での審査や情報収集についても、しっかりやっていきたいと考えております。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 他の省庁で、何か御付言いただける方がいらっしゃいましたら、お願いします。

高橋先生、よろしいでしょうか。とりあえず、まだ道半ばではありますけれども、取り組んでいるということでございます。

他の方はいかがでしょうか。

市川先生、どうぞ。

市川委員 二国間の取決めの締結というのは、大変望ましいことだろうと思っておりますけれども、その効果とか中身の問題があるかなと思ひまして、今おっしゃったとおりの内容で、基本的に異存はないのですが、国自体が約束の履行に必ずしも熱心ではない場合もあり得ると思ひます。そういう場合に、その国からの受入れの人数をどうするかですとか、それから、最も強い対応の場合には、そもそもその国からの受入れをするのかどうかですとか、そうした判断にも及ぶようなこともあり得るのではないかとと思ひますので、相手国の履行をきちんと促すような、そういうシステム・制度とすることを考えていただきたいと思ひます。

以上です。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 承りました。

法務省入国管理局参事官 今の御指摘も踏まえまして、すぐに規制ということではないと思いますけれども、その点はしっかり促していくということで、外務省とも協力して、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

それでは、次に、不法滞在者等への対策強化に関する議論に移りたいと思います。

この項目につきましては、法務省、厚生労働省、警察庁において、検討が行われたと聞いておりますが、検討状況につきまして、これも法務省からまとめて発表申し上げます。

法務省入国管理局参事官 それでは、この点につきましても、法務省から代表して御説明を申し上げます。

実習実施者について、賃金不払等の労働関係法令違反が認められた場合には、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構が連携の上、更なる調査を進め、実習実施者、監理団体等に対する指導・助言、立入検査、改善命令等の措置を講ずるほか、悪質な場合には、実習実施者や監理団体に対して、例えば監理団体であれば、許可の取消しなどの処分も行っていきたいと考えております。

それから、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構は、必要に応じて、関係行政機関に対して情報提供や告発等を行い、関係行政機関においても、法令に基づいて適切に対処してまいります。こうした取組の状況等については、各種白書等を通じて、定期的に公表してまいりたいと考えております。

以上です。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） この点につきまして、いかがでしょうか。御意見のおありの方はお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次に、在留管理基盤の強化に関する議論に移りたいと思います。

この項目につきましては、法務省、厚生労働省において、検討が行われたと聞いておりますので、これも法務省からお願いします。

法務省入国管理局参事官 この点につきましては、厚生労働省に多大な御協力をいただいて、一緒に検討してまいりました。

法務省が把握する外国人に関する情報と厚生労働省で把握している外国人雇用状況届出の情報、これが一部、突合が十分にできていない状況にあります。こうした事案等について、両省間で情報共有を行い、雇用主に対して、届出義務を着実に履行させるための取組を推進していきます。

それから、外国人雇用状況届出の届出事項として、在留カード番号を追加していただいて、その番号を含めた外国人雇用状況届出情報を両省間で情報共有して、法務省の有する情報と突合を行うこと等によりまして、より一層適切な雇用管理、在留管理を図ることとして、平成31年度中に所要の措置を講ずることを目指したいと考えております。

以上でございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 御理解をいただきました厚生労働省から何か御付言よろしいですか。

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 厚生労働省でございます。

現在も、外国人を雇った場合と離職された場合に、一定の届出をいただいている仕組みでございます。こうした取組をしっかりと徹底するということは、雇用管理の上でも重要で

で、法務省と一緒に連携し、情報の共有を図り、そうした取組をより進めていければと考えているところでございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

この点に関しまして、御意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

まだまだ、多方面にわたりまして、御意見あるところかと存じますけれども、在留管理基盤の強化に関する意見交換は、この辺りで終了とさせていただきます。

続きまして、新規項目についての議論に移らせていただきます。

まず、事務局から説明をさせていただきます。

法務省大臣官房秘書課付 事務局でございます。

新規項目について、順に御説明をします。新規項目といえますのは、これまでの検討会における、例えば地方公共団体からのヒアリングにおいていただいた御意見、御要望、あるいは、法務省に対して提出された御意見、御要望を踏まえまして、新規の項目として、新たに六つの項目について、施策の検討をしたものです。

順に御説明しますが、まず一つ目の項目として地域における多文化共生の取組の促進・支援、二つ目として災害発生時の情報発信・支援等の充実、三つ目として住宅確保のための環境整備・支援、四つ目として金融・通信サービスの利便性の向上、五つ目として納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備、そして六つ目として国外居住親族の扶養控除についての検討でございます。これらについて、法務省及び関係省庁におきまして検討を行っております。

時間の関係もございますので、大変恐縮ではございますが、その結果を順次、事務局から御説明させていただきます。

まず、一つ目の項目である地域における多文化共生の取組の促進・支援ですが、新たな在留資格が創設されることを踏まえまして、大都市圏その他の特定の地域に外国人が過度に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応して、地域の持続的発展につなげていく必要がございます。このため、外国人材の活躍と共生社会の実現を図る地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組につきまして、地方創生推進交付金により、積極的に支援していくというものが一つ目でございます。

続きまして、二つ目の項目である災害発生時の情報発信・支援等の充実です。

外国人が必要とする防災・気象情報に容易にアクセスできるように、防災・気象情報に関する多言語辞書を充実いたします。これは11か国語対応の予定です。平成31年度に気象庁ホームページの多言語化も図ります。同じく11言語です。この他、緊急地震速報やJアラートの国民保護情報等の緊急情報を発進するプッシュ型情報発信につきましても、アプリであるSafety tipsの多言語化を実施してまいります。これらとともに、民間事業者のウェブサイトやアプリを通じた防災・気象情報の多言語化も推進してまいります。

こうした取組のほかに、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理して、避難所にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターにつきまして、平成32年を目途に、都道府県及び政令指定都市での配置が可能となるよう、養成研修を平成30年度から実施いたします。

三つ目の項目である住宅確保のための環境整備・支援でございます。

外国人から住まい探しの相談を受けて、その入居を受け入れる賃貸人あるいは仲介事業者

向けの実務対応マニュアルを整備いたします。また、外国語版の賃貸住宅標準契約書の内容とする外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドラインを、不動産関係団体と連携して、ホームページで公表するなど、その周知徹底を図るといふものでございます。

また、不動産関係の団体におきまして、賃貸人の懸念等に対応するため、外国人の入居受入れに関する無料相談窓口の充実を図るなどするほか、都市再生機構の賃貸住宅におきまして、外国人の居住者が多い団地で実施されている外国人との共生の取組、例えば、外国語版の居住者向けリーフレットの配付、管理サービス事務所における通訳の配置、交流イベントの開催なども推進してまいるといふものでございます。

四つ目の項目である金融・通信サービスの利便性の向上でございます。

全ての金融機関に対しまして、特定技能の在留資格を有する者、技能実習生が円滑に口座を開設できるよう要請いたします。また、多言語対応の充実や口座開設に当たっての在留カードによる本人確認の手続を明確化し、銀行取引における外国人の利便性の向上に向けた、こうした取組を進めてまいります。

また、外国人の受入れ環境整備の観点から、賃金の支払方法として、労働者本人の同意が得られた場合に限りませんが、資金移動業者が開設する口座への支払を可能とする。こうした取組につきましても、できるだけ早期の制度化を目指しております。

さらに、在留外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化の観点から、携帯電話事業者に対しまして、多言語対応に向けた取組を一層推進するよう、業界団体を通じて要請するとともに、在留カードによる本人確認が可能であるということを知徹底してまいるといふものでございます。

五つ目の項目として、納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備でございます。

納付すべき所得税や住民税につきまして、自己の責めに帰すべき事由によって一定程度滞納した外国人につきましては、その特定技能に係る在留資格の変更許可申請などを不許可とする、あるいは、その他の在留資格につきましても同様の措置を講ずる、こうしたことを考えております。

同時に、個人住民税の滞納対策といたしまして、給与支払者に徴収・納入させる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携いたしまして、特別徴収の適切な実施のための事業者に対する周知を図ってまいりたいと思っております。

最後、六つ目の項目として、国外居住親族の扶養控除についての検討でございます。

国外に居住する親族に係る扶養控除などの適用につきましては、所得要件の判定において、国内源泉所得が用いられており、国外で一定以上の所得を稼得している親族であっても控除の対象とされているという現下の課題があることを踏まえまして、所得の少ない親族の扶養に係る担税力の低下を調整するという扶養控除等の制度趣旨や執行の可能性、諸外国の制度とのバランスなどに留意しつつ、更なる適正化について検討を行うものでございます。

六つの新規施策についての説明は以上でございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） この時点で、口頭での御説明になりましたけれども、今御説明申し上げた分野での施策等につきまして、御意見賜れば幸いですけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これまでいただきました御意見を踏まえまして総合的対応策の素案を提示させていただきたいと存じますけれども、事務局におきまして、若干の事務作業を行いますので、

ここで休憩を挟ませていただきたいと思います。

20分間休憩の時間をいただきまして、休憩後の第2部におきまして、素案を提示させていただきたいと思っておりますので、また、是非御意見を賜ればと思っております。

それでは、20分間休憩とさせていただきます。

( 休 憩 )

法務省大臣官房審議官(入国管理局担当) それでは、お待たせいたしました。議論を再開させていただきます。

資料といたしまして、資料2-1「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(概要)」素案、資料2-2「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(本文)」素案を配付させていただいております。皆様、お手元におありでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から、素案の内容につきまして御説明を申し上げます。

法務省大臣官房秘書課付 事務局でございます。

お配りしましたA3の概要ポンチ絵に基づきまして、内容の御説明をしたいと思います。この前文につきまして、事前に有識者の先生方にお送りしたものと若干異なっているのがタイトルであり、今回素案ですので、「総合的対応策【案】」という形とさせていただいております。

それから、施策につきましては、後ほど御確認いただければと思っておりますが、先ほど、六つの新規項目のうち、税の関係につきまして、私から説明させていただきましたが、具体的な施策として、施策番号96に国外居住親族の扶養控除の関係の施策が盛り込まれております。この点以外につきましては、字句の修正でございます。

それでは、この概要ポンチ絵に基づきまして、素案に盛り込まれている主な施策について御説明いたします。

まず、冒頭の外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動につきましてですが、共生社会の実現のためには、国民及び外国人双方の意見を継続的に聴取して、共生施策の企画・立案につなげることが重要であることなどから、国民及び外国人から意見聴取を行い、また、共生に向けた啓発活動を推進していくこととしております。

次に、生活者としての外国人に対する支援でございます。

まず、(1)暮らしやすい地域社会づくりとして、行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備、地域における多文化共生の取組の促進・支援を進めることとしております。

まず、の二つ目の項目ですが、外国人が生活に関わる様々な事柄について、疑問などを持った場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な窓口である多文化共生総合相談ワンストップセンター、これは仮称でございますが、これを設置することを支援することとしております。

また、の三つ目の項目ですが、自動翻訳アプリ等の基盤となる多言語翻訳システムの利用を促進し、外国人の相談ニーズに適切に対応できる多言語化対応を進めていくこととしております。

次に、(1)の の一つ目の項目ですが、地域住民と外国人材の交流を促進する事業や新たな在留資格に基づく外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受皿機関の立ち上げ等、地域

における外国人材の活躍と共生社会の実現を図る地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組につきまして、地方創生推進交付金により、積極的に支援していくこととしています。

次に、(2)の生活サービス環境の改善等ですが、では、医療・保健・福祉サービスの提供に関し、医療機関における医療通訳の配置などを、では、災害発生時の分かりやすい情報伝達に向けた取組、救急現場における多言語音声翻訳アプリの活用などを、では、110番における多言語対応などを盛り込んでいるほか、では、住宅確保のための外国語版賃貸借契約書の作成などを、では、銀行口座開設に係る環境整備などを盛り込んでおります。

続きまして、(3)の円滑なコミュニケーションの実現でございます。

の日本語教育の充実では、外国人労働者を含めまして、外国人が日本において、日本人と円滑にコミュニケーションをとるためには、第2言語としての日本語を含めまして、日本語の習得をすることが重要であることから、日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開のほか、多様な学習形態のニーズへの対応として、多言語ICT学習教材の開発・提供などの取組を推進することを施策として盛り込んでおります。

の日本語教育機関の質の向上、適正な管理でございます。

日本語教育機関につきましては、教育の質を担保する枠組みが不十分であること、不当に高額な手数料等を徴収する悪質なブローカーが介在することなどの課題が存在していることから、日本語教育機関の法務大臣告示に係る基準を改正いたします。具体的には、出席率や不法残留割合等に基づく抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入のほか、日本語教育機関に対し、日本語能力に関する試験結果等の地方入国管理局への報告・公表を義務付けることなどを盛り込んでおります。

続きまして、右側に移ります。

(4)の外国人児童生徒の教育等の充実でございますが、日本語教育に必要な教員定数の確保や支援員等の配置支援、ICT教材を活用した地方公共団体が行う外国人児童生徒への支援体制整備などを盛り込んでおります。

次に、(5)の留学生の就職等の支援ですが、留学生は、大学や各種専修学校等に一定期間の期間在籍し、日本人学生や地域住民との様々な交流を通じて、我が国を深く理解してくれる貴重な存在であります。そうした留学生が、より一層、我が国の企業で就職しやすくなるように、その環境整備を支援することが重要と考えておまして、一つ目の項目ですが、大卒者やクールジャパン分野の専門学校等を卒業する留学生が就職できる業務の幅を広げるための在留資格の整備、二つ目の項目として、中小企業等に就職する留学生が在留資格変更許可申請を行う際に必要となる各種提出書類に係る簡素化、五つ目の項目として、業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた、多様な採用プロセスの推進などを盛り込んでおります。

続いて、(6)の適正な労働環境等の確保についてですが、外国人労働者が適正な労働条件で雇用されているかを適正に監督していくことが必要であることから、労働基準監督署やハローワークの体制強化などを図ることとしています。

次に、(7)の社会保険への加入促進等については、外国人が生活する上で、社会保険は重要なセーフティーネットであるところ、外国人を雇用している事業者の中には、外国人について、社会保険への加入手続を行っていないところもございます。加入促進を進めていく

必要があることから、法務省から厚労省への情報提供などによりまして、社会保険への加入促進に取り組むことなどを盛り込んでおります。

続きまして、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組でございます。

(1)の悪質な仲介事業者等の排除ですが、いわゆるブローカーが、来日しようとする外国人から保証金や違約金を徴収する等の事案が報告されております。その介在を防止するための措置を講ずることが必要であり、一つ目の項目としまして、二国間の政府間文書の作成と、これに基づく情報共有の実施、二つ目の項目としまして、外務省、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構などの関係機関の連携強化による悪質なブローカー等の排除の徹底などを盛り込んでおります。

最後に、新たな在留管理体制の構築についてでございます。

(1)の一つ目の項目として在留資格手続のオンライン申請の開始、(2)の一つ目の項目として法務省及び厚生労働省情報共有による外国人の在留状況・雇用状況の管理、(3)の不法滞在者への対策強化などを盛り込んでおります。

総合的対応策の素案につきましての説明は以上でございます。

法務省大臣官房審議官(入国管理局担当) 内容的に盛りだくさんでございますけれども、それでは、素案につきまして、意見交換をさせていただければと思います。是非、御意見のある皆様方から頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、内田先生、お願いします。

村上委員代理 ありがとうございます。連合本部の内田でございます。

総合的対応策の素案に対する意見につきましては、我々として、意見書を資料3として提出しておりますので、御検討をよろしくお願したいと思っております。

その上で、本日は3点につきまして、意見を申し上げたいと思っております。

まず、1点目、支援の関係であります。

私ども、外国人技能実習生の方々の話を聞く機会というのは多々ありますけれども、その中で、先般、ヒアリングのために技能実習生が上京した際、電車の乗継ぎ方や、そもそも行き先表示が読めない等の問題があり、関係者に連絡しようと思っても、公衆電話の使い方も分からないといった事案がありました。

そういったことも踏まえまして、先ほど来、御検討いただいておりますけれども、理解できる言語が全くない異国の地で働き生活することがいかに孤独であるか、私たちは想像力を働かせるべきだと考えます。支援とは、このような外国人一人一人に寄り添って、ニーズを酌み取り、共に解決と共生を目指していくことが必要であって、相談窓口を設けたというだけで、多言語対応ができる体制を整えたということで終わってはいけないと思っております。

支援体制が有効に機能し、共生の取組が進んでいるのか、適切にPDCAを回していくことが必要であると考えます。その上で、実際に現場で支援を担う共生施策を実施する地方自治体に対しては、支援策のメニューを示すだけでなく、先ほど地方創生推進交付金の話もございましたけれども、国として、責任を持って財源を手当てすべきであると考えます。

次に、2点目として法令遵守の関係であります。

先の臨時国会において、失踪せざるを得ないほど劣悪な労働環境に置かれている技能実習生の実態が明らかになりました。適正な労働環境を確保するためには、法律や省令に明記するだけでなく、法令を遵守しない事業者に対して、厳正に対処していくことが必要だと考え

ております。

最後、3点目であります。同等報酬の考え方であります。

日本人との同等以上の報酬につきましても、基準を示さなければ、日本人労働者がいない職場では、同等以上の報酬が確保されているか否か判断することができません。政府として判断基準を設け、法令の実効性を高めることが重要でございます。

以上3点、意見として述べさせていただきます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

それでは、もしよろしければ、御意見を引き続きいただきまして、後でまとめて政府側から、お答えできる箇所はお答えしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

高橋先生、どうぞ。

高橋委員 まず1点目として意見ですが、本文の最初のページのフォローアップ体制のところですが、適切な時期に総合的対応策のフォローアップを行い、必要な施策を随時加えて充実させながら、政府全体で共生社会の実現を目指していく、というこの2行ですけれども、私はやはり、この受入れ政策、共生政策が、もし間違っていた場合、不十分だった場合に、5年、10年、20年たつて社会の分断が起きる。そのときに是正しようとしても無理なわけで、そういう意味では、適切な時期にフォローアップを行いとありますが、できれば、定期的にフォローアップを行う体制を整備するというぐらい、きちんと実施状況なり、それから、施策実施後に答えとして出てくる包摂状況の進捗を管理していくべきではないかと考えますので、もう少し強い表現が必要ではないかなと思います。

それから、2点目として質問ですが、暮らしやすい地域社会づくりの中の多文化共生総合相談ワンストップセンターの整備、それから地方創生推進交付金、この辺は予算が絡む話だとは思いますが、相場観、どの程度の規模なのかを教えてくださいたいと思います。それなりに十分に、自治体に対して支援が届くような規模になるのかどうか、スケールになるのかどうか、その辺を教えてくださいたいと思います。

それから、3点目が、日本語教育の中で、高校の問題でございます。

本文のページでは16ページですけれども、高等学校に関して、文部科学省からは、外国人の高校生等に対して、キャリア教育をはじめとした包括的な支援を行う取組を支援すると書いていただいています。一方で、概要版では、(3)のところ、夜間中学の設置云々と書いていただいているわけで、中学までは支援体制がありますけれども、高校に入るときに、本当にドロップアウトしないか、それから、高校に入ってからドロップアウトしないか、ここがやはり心配でして、とりわけ、非漢字圏の子供たちが義務教育を終えて、ついていけないのかどうかを心配しています。もしここでついていけないとすると、実質的に社会の下積みになってしまう危険性はかなり強くなるわけでして、そういう意味で、高校に入ってからキャリア教育も必要ですが、高校レベルの日本語がきちんと学べるような仕組み、支援というのも必要ではないかと思いますが、前にも一度申し上げましたが、その辺について、文部科学省の御見解をお聞きできればと思います。

それから、もう1点が、適正な労働環境等の確保のところ、本文の19ページです。

ここで、(6)の適正な労働環境の確保、のところ、具体的施策において労働基準監督署において云々ということで記載いただき、それから、次のページにいきますが、とりわけ技能実習制度について管理を強化するというので、この2文で記載いただい

ます。先ほども御指摘ありましたけれども、私もやはり同一労働・同一報酬といいますが、同一処遇がきちんと行われるのかどうかということについて、そうではない企業が多々あるのではないかとこのことを危惧せざるを得ないわけですし、厚生労働省になるとは思いますが、体制強化ということについて、具体的にどのように体制強化されるのか、その辺の見解をお聞きできればと思います。

それから最後に、悪質な仲介業者の排除、本文の23ページで、これは先ほど御説明いただきました、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書の作成を目指すということですが、私は、情報共有ではなくて、悪質なブローカーを排除することも含めたアクションも書く必要があるという気がします。前段では、悪質な仲介業者の排除を目的とするとありますが、目的とした場合に、情報共有だけでいいのかどうか、必要な措置をとるとか、そういった言葉を入れなくていいのかどうか、ここは入れるべきではないかなと思いますが、そこについても見解をいただければと思います。

私からは以上です。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

それでは、井上先生までで、一度回答させていただきます。

井上委員 本文に沿って意見を申し上げます。

新たな外国人材の受入れ制度を含め、共生社会の実現を目指す中において、重要なことの一つは、日本語教育だと思います。とりわけ13ページの下から二つ目の丸のところにある日本語教育を担う人材の確保という点が、今後非常に重要になってくると思われま。

ここには、非常に簡潔に書かれておりますが、日本語教育を進めるということは、日本の国際的なプレゼンスを上げていくという意味でも、非常に重要な施策となります。日本語、あるいは日本文化も含めて、外国人に理解していただくための人材育成につままして、ドイツの例も参考にしながら、是非力を入れて、共生社会の実現の基礎となる基盤にしていきたいと思ひます。

また、16ページ、17ページにかけて、留学生の就職支援につままして、大学を卒業した留学生に日本で働いていただけるように、様々な在留資格の告示の改正や在留資格の変更手続の簡素化など、迅速に手当てをしていくということであり、この点は評価をさせていただきたいと思ひます。

次に、22ページの社会保険への加入促進について質問ですが、22ページから23ページ目にかけての施策番号94について、住民税は前年の所得に対して、翌年5月か6月に納税額が確定するわけですがけれども、ここに、翌年納付すべき住民税を当該外国人に代わって納付することができるようにするための支援措置を講ずると書いてあります。この点について、もう少し具体的な説明を伺いたいと思ひます。

最後に、26ページの一番下に、新たな在留管理体制の中で、在留カード番号等の識別番号の活用を通じた情報連携ということがございます。これは、社会保険にも関わることであり、健康保険証とマイナンバーカードが統一化されるという方向で理解をしておりますが、やはり、マイナンバーカードを持っていると、適切な医療を受けることができますし、健康保険証に写真が付くということになりますので、医療機関での本人確認が非常に簡易になると思ひます。そういう動きを踏まえて、マイナンバーカードについて、在留する外国人については、例えば取得を推奨するなどの方向性についても検討してもいいのではないかと、思ひます。

います。

以上でございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

それでは、まず、お三方からいただきました御意見、御示唆につきまして、政府側から回答、御説明させていただきたいと思います。

それでは、かなりの部分、法務省関係でございますけれども、まず厚生労働省から、同一報酬を確保するための体制強化について、これは、内田先生の3番目、それから高橋先生の4番目の共通の御質問だと思います。その後、文部科学省から、高橋先生の3番目、高校に入るときにドロップアウトしないようにというお話への取組など、御紹介いただければと思いますし、井上先生の1番目、日本語教育を担う人材についても、もし付言いただけるものがあれば、お願いをしたいと思います。

それから、住民税のお話を総務省から御紹介いただき、在留カード、マイナンバーにつきましては、法務省と総務省、それぞれ御発言いただけることがあれば、お願いしたいと思います。

その余のものにつきましては、法務省から御説明を申し上げます。

それでは、厚生労働省、文部科学省、総務省の順番でお願いをしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 厚生労働省でございます。

労働関係法令の遵守の徹底、また、そのための体制整備について御説明させていただきたいと思います。具体的な人数につきましては、現在、最終的な査定待ちということでございますけれども、今回、共生のための取組、また、新しい受入れ制度が検討されている中で、私どもの体制整備についても、従来よりも踏み込んで要求させていただいております。

具体的には、最低基準の遵守を図る観点から、労働基準監督官につきましても増やしたいと考えておりますし、また、外国人の雇用管理をより良くしていくという趣旨で、ハローワークでも指針に基づく指導を行っております。ハローワークの職員についても、増員要求をさせていただいております。

また、議論になりました技能実習の関係では、所管の法人として外国人技能実習機構がございすけれども、そうしたところの体制整備を図っております。また、同じく予算措置になりますが、労働条件の相談窓口を都道府県労働局や監督署に設けており、現在34か所となっておりますが、こうした労働相談の窓口についても、拡充を図っていきたいと考えているところでございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

それでは、文部科学省、お願いできますでしょうか。

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 文部科学省でございます。

高橋委員から御質問のありました、高校の関係ですけれども、今回、このような項目を入れさせていただきました背景として、私どもで2年に1回、実態把握を行っておりますが、高校に入学した外国人児童生徒の、年間で大体1割ぐらいの方が中退しているという状況にあります。そして、大学進学率も4割程度にとどまっているという状況にあります。

こうした背景として、単に勉強が追い付かないということだけではなくて、放課後の居場所がないとか、いろいろな悩みがあっても、それを相談できるような機関なり人がいないと

いったようなことが、実はその背景にあるのではないかという御指摘もありまして、少しこういった包括的な相談支援体制を作るための予算、これは新規で要求させていただいているところですが、こういうものを盛り込んでいるところでございます。

加えて、高校入学に至るまでのプロセスというお話だったかと思いますが、外国人の集住都市会議などで出されているデータによりますと、外国人児童生徒の方の高校進学率というのは、都市によってもかなり異なっており、ばらつきがありますけれども、おおむね7割から9割ぐらいと言われていまして、日本人のお子さんがほぼ全入に近い高校進学率になっていることからしますと、やはり一定の乖離があるというのは事実だと思っております。

正に私ども、今回、総合的対応策の中でも、こうした状況を少しでも改善していくために、教員の基礎定数化ということを着実に図るといったことでありますとか、日本語指導員、あるいは、それぞれのお子さんの母語のフォローをする支援員の拡充といったことも含めまして、教える側の教員に対する研修、養成を行うためのモデルプログラムを作るといったことも含めて、盛り込ませていただいております。こうした取組を更に進めることによって、少しでも中学段階、あるいは小学校段階からの教育の改善ということに努めていきたいと思っております。

文化庁国語課長 文化庁国語課でございます。

井上委員から御意見いただきました日本語教育人材の関係につきまして、御回答申し上げたいと思います。

まず、私どもも、日本語教育人材の養成は、日本語教育の進展にとって非常に重要だという認識は、全く同感でございます。内容的には2点にわたっておりまして、日本語教育を担う人材の養成・研修プログラムの改善・充実というのが1点目と思っております。

ここににつきましては、文化審議会で、日本語教育人材の養成・研修の在り方について、報告書としてまとめてございます。その上で今、文化庁では、この報告書に盛り込まれた日本語教育人材の養成・研修プログラムの普及のための事業を行っておりまして、今年度よりそれを進めているところでございます。これが1点目です。

それから、2点目として、それを踏まえまして、今後、日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備ということで、今、これを検討するという段階にございます。先ほど申し上げました文化審議会に、分科会、小委員会などを設けて御議論いただくということで、今正に検討に着手したところでございます。

私からは以上でございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

それでは、総務省、お願いできますか。

総務省自治税務局市町村税課住民税企画専門官 総務省でございます。

先生から御指摘いただきました住民税の関係でございますけれども、住民税は、御指摘のとおり、前年の所得に対して、翌年度に課税される仕組みとなっております。したがって、外国人の方が途中で、そもそも翌年度に課税されるということを御存じにならずに帰ってしまう場合とか、そもそも通知書が来ても、日本語で書いてあって読めない場合とか、そういったことがあって、十分に納めていただけていないというようなことが、今後、問題としてあり得るもので、それに対しての制度的な対応といたしましては、施策としては95番になりますけれども、まずは、給与からの天引きをしっかりと、企業に対しても御協力を

お願いして、やっていただくことが重要だと考えています。その上で、帰られる際には、退職時にまとめて残りの税額を徴収する一括徴収という仕組み、あるいは、帰られた後にも手続が行われるように納税管理人を立てると、そういった制度がございます。

したがって、まず、そうした制度的な部分では、これらをしっかりと利活用いただけるように周知をしていただくというのが1点ございます。その上でですけれども、今回、外国人を受け入れるということで、企業側にも積極的に役割を担っていただく必要があるということで、具体的には、法務省の中でも今御検討いただいている最中だと承知しておりますが、例えば、企業側で、辞められて帰られる際に、残りの残税額を代わりに払う、そういったことができないかということで、法務省ともお話をさせていただいている状況でございます。

総務省自治行政局地域政策課国際室長 続いて、マイナンバーカードについてでございます。

本日、担当所管課は来てございませんが、マイナンバーカードの取得促進につきましては、日本人、外国人問わず、共に促進をしておるところでございます。引き続き、マイナンバーカードの取得促進に、自治体とも協力して取り組んでまいることとしてございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

それでは、その余の御質問につきまして、法務省から回答をお願いします。

法務省入国管理局参事官 それでは、最初に入国管理局から、高橋先生の御意見の中で、先ほどの質問にもありましたけれども、悪質な仲介業者の排除について、二国間の取決めはいいのだけれども、もう少し排除ということをはっきり打ち出せないのかというような御指摘だったと思います。

施策番号の97ですとか98のところでは、悪質な仲介事業者の排除を目的として、情報共有の枠組みを構築するという趣旨で書いておりまして、それが目的であるということ明らかにしてございます。

具体的にどのように対応するのかということについては、その次のページ、24ページの下から二つ目の丸のところ、必ずしも二国間取決めがある場合に限らないことを書いておりますけれども、悪質な仲介事業者に関する情報を把握したときは、必要に応じ、当該外国の政府に対してその情報を提供し、当該仲介事業者等に対して厳正な処分がなされるべきことについて申入れ等を行うということにしております。

この情報提供を、一つ一つこういうことがあるからということで検討してお願いをしていくのではなくて、あらかじめ枠組みを作っておいて、この枠組みの中で情報を迅速に提供できるというような仕組みを考えています。そういう意味では、当該事業者等に対する厳正な処分がなされるべきことについて申入れを行うということは、二国間取決めがある場合もない場合も共通ということでございます。

それ以上のことは相手国の制度の枠組みの中でということになりますけれども、厳正な処分というのは、先ほど私が例示しました、送出し機関を認定するような仕組みがある国であれば、その認定を取り消してもらうといったことですか、そういうことを含むということでございます。

法務省大臣官房秘書課付 事務局でございます。

高橋先生からお伺いがありましたフォローアップの点と、それから予算、規模感についてお答えいたします。

まず、フォローアップですけれども、事務局といたしましても、引き続き、法務省において、この受入れ環境の整備の総合調整を担っていくことを考えております。その中で、御指摘のとおり、適切な時期というふうにはじめにのところで書いてありますけれども、定期的なフォローアップというのも当然考えておりますので、修文も含めまして、検討したいと思っております。

それから、予算につきましてですが、この段階ではまだ、予算の全体的なところをお示しできておりませんが、できれば次回に、総合的対応策の関連予算という形で、全体像もお示ししたいと思っております。今、各省といろいろ予算の関係でもやり取りをしているところがございますので、次回に詳細を御説明させていただきたいと思っております。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） それから、必ずしも御質問ということではなかったと思っておりますけれども、内田先生から、支援というのは外国人に寄り添うことだというお話をいただきまして、正に私たちも、この総合的対応策を貫く気持ちとしては、外国人に、いかに寄り添えるかということだということをお伝えしたいと思っております。

それから、法令遵守が大事で、受入れ機関に厳格に対応すべきというお話をいただきました。法律ができて、その下位法令であります政省令の策定作業に入っておりますけれども、また省令等、年明けから、パブリックコメントなどをお願いすることになると思っておりますけれども、その中に、雇用契約が満たすべき要件、それから、受入れ機関が果たすべき責務ということを書き込んでいく予定でございます。お話をいただきまして、適正化という面から十全なものにしていきたいと思っております。

それから、井上委員からいただきました留学生の就職ですが、骨太の方針にも若干頭出しをしてありますけれども、日本の大学を卒業した皆様に、いかに本国と日本の架け橋になっていただくかという観点から、どのような仕組みができるかということを検討しているところでございますので、御紹介をさせていただきたいと思っております。

お三方の御質問にお答えをしたと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。何かもう少し補足が必要ということであれば承ります。

高橋先生。

高橋委員 適正な労働条件と雇用管理の確保ということに関連すると思っておりますが、とりあえず、対象14業種となっていると思っておりますけれども、具体的な雇用条件ですとか、賃金水準ですとか、それから受入れ規模ですとか、そういうものは、基本的には個別業種ごとに決まってくるものだと思います。ただ、先行き、その業種で、例えば外国人を受け入れたことによって、日本人も含めて賃金が下がっていないかといったことも含め、本当に業種として適切に、外国人を受け入れて運営できているかどうかということについて、モニタリングする機能というのは、どこにあるのでしょうか。それは、この総合的対応策の中には入っていないと思っておりますが、どこで読めばいいのでしょうか。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） それでは、私から御説明をさせていただきたいと思っておりますが、今お話のあったように、そもそも今回の新しい特定技能というのは、人手不足分野を前提とした受入れでございます。人手不足かどうかということ、ずっとモニタリングしていったら、そういうことが起こるかどうかわかりませんが、人手不足が解消されたときには在留資格から外れるというのが基本的な仕組みでございます。

これから作ろうとしております基本方針の中に、もちろん人手不足については、人手不足

状態が続いているかどうかということフォローしていくということが書き込まれてございますけれども、あわせまして、やはり業所管庁、それから制度所管庁において、本当に特定技能の受入れをめぐる状況がどうなっているのかということ、モニタリングというのがいいのか、把握というのがいいのか、継続的把握というのがおそらく正確な申し上げ方かと思っておりますけれども、その責務といたしますか、そう読めるものを入れる予定でございます。それが正に、受入れの仕組みの基本方針の一つになると御理解いただければと思います。

内田委員どうぞ。

村上委員代理 ありがとうございます。

ポンチ絵の生活者としての外国人に対する支援の(1)の、地方の財政の件について、先ほどコメントいただきましたけれども、地方創生推進交付金による支援を行うということでした。形や規模感は別途という話ですが、我々連合としても、地方連合会の方と意見交換しておりますと、地方自治体の役割が非常に重要になってくるのだろうと思えますし、面的な対応も必要になってまいります。

そうしたときに、財源だけのことではございませんけれども、その辺の規模感も含めて、自治体に対する支援というのは、どれくらいやっていただけるのだろうかという話も出てきておりますので、是非とも地方自治体の方の声も聞いていただきながら、規模感も含めて、適正な対応をよろしくお願いしたいと思います。

法務省大臣官房審議官(入国管理局担当) これは、是非承らせていただきます。

それでは、市川先生と青山先生から、引き続き御意見、御示唆をいただければと思います。市川委員 私は、総合的対応策の素案についてというものを資料3として提出させていただいておまして、かなり長いものであり、これを全部読んでみると、時間がなくなってしまうので、ポイントだけお話ししたいと思います。

前提として、まず、この取りまとめに大変御苦労されたと思ひまして、この点は敬意を表させていただきたいと思ひますが、この全体の施策の進行について、先ほど連合や高橋先生からもお話があったのですが、私も、この対応策の定期的なモニタリングは大変重要だろうなと思っております。連合の意見でも、モニタリングを行う第三者機関について検討すべきということが書いてありますけれども、私も同意見で、外部の方も入った形で、定期的きちんとフォローアップしていくことが大事だろうと思っております。

このペーパーに沿って、幾つかお話をさせていただきますと、まず私のペーパーの1番のところは、全体版の本文ですと、2、3ページの啓発活動のところについてですが、この啓発と併せて、ここにありますように、差別や偏見を防止するための法整備、それから救済のための救済機関、こういったことの検討も必要ではないかと思っております。

それから、2つ飛びまして、4番のところ、医療の関係について、全体版の6ページのところで、多言語対応のための通訳の配置ということが書いてありますが、その負担を誰がするかという問題です。これをどう読むかという問題があるかと思うのですが、受益者負担が原則であると完全に言い切ってしまうことについては、私は躊躇を覚えておまして、そのことによって、医療を受けることを躊躇してしまうということが起こらないようにすべきだろうと思っております。

実際の例としても、例えば聴覚障害のある方が手話通訳を受けることは、これは今、医療機関のなすべき合理的配慮として考えられておりますし、海外では実際に、外国人の医療に

ついて、無償での通訳サービスというのが行われているという例もあると聞いているので、具体的な状況に合わせて、もう少し丁寧な検討をしていただけないかと考えます。

それから、5番のところでは、これは全体版の9ページの施策番号36に関わるところですが、今回、ワンストップサービスということで、行政サービスに関する相談などは、かなり対応ができるのではないかと考えているのですが、行政的な相談だけではなくて、いわゆる法律問題、交通事故ですとか家族の問題ですとか家の賃貸借、それから、労働関係では、今の技能実習であるとか、今度の特定技能で在留する外国人の方、こういった方たちの労働問題、これらの問題は法律問題でありまして、相談と、それから実際の解決と、あるいは救済が必要になると思います。

この点で、やはり法テラスの役割が非常に大きいと思っております。施策番号36で、情報提供サービス、それから周知・広報ということは書いてあるのですが、実際に相談が来たときには、相談を多言語で行う、それから代理援助を行っていくこととなります。この点で、もう少し踏み込んだ、例えば遠隔地や、地方との法律相談を行うときに、これを一つ一つ、多言語で各地・各県に通訳を配置することはなかなか難しいと思うので、電話通訳システムなどを使って、どこか1か所に通訳がいて、各地と結んで通訳ができるようなシステムも考えていただきたいと思います。弁護士会としても、これから外国人の相談体制を整備しなければいけないと思っておりますので、併せて御検討いただきたいと思います。

それから、7番のところですが、16ページの関係で、先ほど高橋先生からお話がありましたけれども、高等学校への進学の問題で、公立学校、公立高校への入学の特別措置ですとか特別枠の設定というのが、伺ったところでは、県ごとにかなり対応にばらつきがあると聞いておりますので、国が統一的に、積極的な方向付けをしていただきたいと思います。

また、ただ入学させるということだけではなくて、入学した後、退学ですとかそういうことがないようにするためにも、入学後の日本語教育の支援も検討いただきたいと思います。

それから、大学への進学に関してよく聞くのは、家族滞在の在留資格の方は奨学金の受給資格がないというようなことで、そこで壁にぶつかってしまうという話も聞いておりますので、こういった点も、今後の検討課題としていただきたいと思います。

また、外国人学校についての支援についても、ここに書いてあるように、よりシームレスに、外国人学校から公立高校への就学が可能になるというような、そんな仕組みも考えていただきたいと思います。

最後に9番のところですが、不法滞在者への対策強化ということで、退去強制令書が発付されている方への送還の執行の問題が書かれているのですが、先ほどもちょっと、技能実習生が逃げてきた場合の調査をするというようなお話がありましたけれども、実習先から逃亡してきて、在留資格を失ってしまったような技能実習生、あるいは、まだ在留資格は失っていないけれども、転職先が見付かからない技能実習生に、きちんと次につながるような就職先をあっせんする、あるいは、在留資格を失った人については在留特別許可を与えていくという形で、保護する側面での手当てということも必要ではないかと思っております。

それから、在留資格を持たないけれども、人権条約上は在留を特別に許可すべき者というのがあります。そう考えると、何か問題があってオーバーステイになってしまった方であっても、場合によっては、きちんと在留に向けての手当てがされるということが明確になると、この本文にもある自主的な出頭の促進につながると思いますので、この点の方

向性での検討ということもお願いしたいと思っています。

以上です。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

それでは、引き続き、青山先生からもいただいてよろしいでしょうか。

青山委員 ありがとうございます。

本日、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の概要案が提示されたことにつきましては、非常に評価したいと思います。この中で、外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等の記載がありますが、この点については、日本で就労する外国人材のみならず、国民全体、加えて、受入れ機関となる企業を含めた啓発が必要であると認識しております。いずれにしましても、この「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を、特に人手不足といわれる業種と受入れ機関からなる企業がよく理解するということが、第一に必要であると考えております。

また、全国の中小企業から人手不足の課題を抱えているという声を聞いており、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を元に、人手不足の施策を円滑に進めるということ、同時に、外国人との共生社会を実現していく考え方を御理解いただくよう、努力することが必要だと考えております。そのためには、受入れ機関となる企業の理解は当然ですが、加えて各地方公共団体や政府との連携も必要であると考えております。

次に、各論について申し上げます。外国人材の受入れを円滑に推進するとともに、共生社会を実現する観点から、この「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の定期的なフォローアップは必要不可欠であり、政府、地方公共団体、企業等のステークホルダーが全て参画したフォローアップ体制の構築が必要ではないかと考えております。

二点目は「多文化共生総合ワンストップセンター（仮称）」についてです。この多文化共生総合ワンストップセンターが新たに設置されることは非常に重要なことだと評価しておりますが、同時に、この多文化共生総合ワンストップセンターを、より実効性のあるものにするためには、いわゆる横串を通したワンストップサービスを行っていくことが必要であると思います。日本の中小企業を見ますと、外国人材の雇用経験が乏しい企業が大宗を占めています。したがって、そうした企業に対しても、ワンストップセンターがあることを周知していくことが必要になってくるものと思います。また、先ほど来御意見が出ておりますが、例えば同一労働・同一賃金の問題、労働条件の問題、日本語教育の問題、それから医療等々の生活の問題、そういうことをあらかじめ理解する必要があるという観点から、既存の外国人支援センターの拡充も非常に重要であると考えます。ワンストップセンターと同時に、ハローワークにおける外国人支援センターの拡充も、検討いただければと存じます。

いずれにしましても、この「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の考え方を元に、人手不足に対応した施策を展開することで、外国人との共生社会の実現に向けた動きが生まれると考えます。基本的な考え方をしっかり固め、仕組みを作り、それを着実に実行し、フォローアップをしていくというPCDAサイクルを回していただきたいと思っております。

同時に、悪質業者の排除の問題、留学生の就職の問題についても、対応が可能なところから施策を明確にして進めていただければと考えております。

最終的には、実際に雇用して管理していくのは企業です。この観点から、外国人に対する

支援と同時に、外国人雇用の未経験の企業に対する支援についても、重要な位置付けにしていただければと考えております。

以上でございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

それでは、お答え申し上げられるところをお答えしていきたいと思えます。

それでは、まず、厚生労働省、市川先生の3番目、医療の在り方、受益者負担で良いのかというお話をいただきましたので、御説明いただけることがあれば、お願いします。

それから、文部科学省、再質問かと思えますけれども、高校に行くときのお話に加えまして、外国人学校のこと、それから家族滞在の外国人についてのことなど、御発言いただけることがあればお願いします。

それから、金子審議官において、法テラス関係あるいは人権関係の法整備などについて、お話いただけることがあれば、お願いします。

それから、その余のものにつきましては、法務省あるいは事務局から御説明を申し上げます。

それでは、厚生労働省、文部科学省、金子審議官、法務省という順番でお願いします。

厚生労働省政策統括官付参事官（社会保障担当） 厚生労働省です。

先ほど、市川委員から御指摘をいただいた医療通訳の費用の問題でございます。

そもそも、外国の方が医療を受診されるときに、やはり意思疎通を的確に行うということが非常に重要でございますので、今回の対応策の中でも、医療通訳の確保という側面から、幾つかの取組をこの中に掲げさせていただいております。

いただいた御意見については、一つの検討課題ということで投げかけられたと受け止めさせていただきたいと思っておりますが、現在の仕組みにつきまして、簡単に御説明申し上げますと、実は今、医療保険の診療報酬の対象となるサービスについては、基本的に、診断、治療に当たるものが対象になるという整理になっておりまして、こういった通訳料については、保険給付の対象外となっているというのが現在の仕組みとなっております。

このため、今の仕組みを前提として、ここでは施策番号22として書かせていただいておりますが、実態として、医療機関においては、外国人の患者さんが来られたときに、医療機関自身の負担で通訳を確保している面もあるということで、それが医療機関にとってかなりの負担になっているという議論もあるところでございます。

このため、今回、在留外国人の問題もそうですし、訪日外国人の問題も併せて議論があったのですけれども、そういった中で、実は、こういったものは、保険の診療報酬のほかに、必要な実費については請求することができるようになってきているということ、改めて周知していくということが必要ではないかということで、ここに書かせていただいているところでございます。

こうしたものを診療報酬上評価するかどうかという点については、医療通訳が療養の給付として位置付けられるかどうかといった観点などから、慎重に検討していく必要があるとは思っておりますが、いずれにしても、必要に応じて、中医協の意見も踏まえながら、検討しなければならないと受け止めているところでございます。

以上でございます。

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 文部科学省でございます。

市川委員から御指摘のありました、資料3の7番のところの教育の關係の部分でございますけれども、委員から御指摘ございましたように、高校に入学する際の特別措置ですとか特別枠の設定というのは、自治体によって取扱いが違っているという状況があることは承知しております。これは、例えば、試験をする際に、試験教科の軽減を図ったりですとか、あるいは、逆に試験時間を長くするとか、試験問題にルビを振るといったような対応のほか、そういった外国籍の方について、面接も併せて実施するといったようなことを、各県において対応しているものと承知しております。

ただ、こちらにつきましては、各県ごとに置かれている状況が、様々違うことも事実でございますので、各都道府県がどのようにお考えになるかということも含めて、ここは実態把握をしていかなければいけないと思っております。

もう一つ御指摘のございました外国人学校からのシームレスな接続という点につきましても、今申し上げましたように、各都道府県のお考えも含めて、まずは実情を把握する必要があると思っております。この総合的対応策の案の中でも、そうした就学の実情把握をするということが項目として入っておりますので、委員御指摘の観点も踏まえて、しっかりと把握をしていきたいと思っております。

文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室長 引き続きまして、家族滞在等の在留資格の方への奨学金の御質問でございます。

大学への進学等の後に、教育費等に関し必要な奨学金につきまして、日本学生支援機構で奨学金を実施しております。こちらは学費、貸与制の奨学金となっております。返還金は次の学資資金、学資貸与の財源として使っておるものでございますから、現在の制度といたしましては、大学等を卒業した後、長期間にわたって返還していただくということから、国内に滞在していただくということを想定して行っております。

このため、日本人以外の方も対象にはなっておりますが、特別永住者、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者、それから、定住の方につきましても、永住の確認、意思が確認できた方は対象にしております。

家族滞在の方につきましては、そういった観点で、扶養者、それから御本人の方が、長く日本に滞在していける方なのかといったところが、制度上の課題と考えております。

御指摘も踏まえまして、制度の全体の在り方につきましては、引き続き検討していきたいと思っております。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省の金子です。

まず、フォローアップは、きっちりさせていただくということをお約束させていただきます。場合によっては、この検討会の場を使うということも一つのアイデアかと思っております。

それから、フォローアップする際には、客観的なデータに基づいて議論ができないといけません。高橋委員の御質問とも関係しますが、この対応策の中でも、例えば、27ページの施策番号115ですとか、次のページの116で、統計の充実・活用を図るということをやっておりますので、これと関係してくる話なのだと思います。どの程度の賃金かという辺りは、きちんと実態を把握した上で、フォローアップしなければいけないと考えているところでございます。

それから、市川委員の御質問に関して、まず、人権救済、人権問題に対する対応は、非常

に重要な問題になってくると思います。法務省の中にもその部門がございます。新たな救済機関の設置というところまでいけるかどうかを含めて、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

それから、法テラスの関係は、施策番号36の書き方にもよるのかもしれませんが、思いは入っているのではないかなとは思いますが、相談あるいは代理援助についての多言語対応についてまで、ここに記載するかどうか、今は担当者がいないので引き取らせていただければと思います。

法務省入国管理局参事官 入国管理局でございます。

市川委員のペーパーの、今この場ではお触れになりませんでしたけれども、2番目に、生活・就労ガイドブックの御指摘がございます。ここににつきましては、この御指摘を踏まえまして、ガイドブックに盛り込む内容について検討してまいりたいと考えております。

それから、3番目の、受け皿機関の立上げなどに当たっての関係者との連携などについての御指摘については、既存の組織ですとか、関係者などとの連携・協働ということは考慮してまいりたいと考えております。

それから、9番目の退去強制令書が発付されている者の送還との関係での御指摘ですけれども、退去強制令書が発付されている者は、まずもって送還に努めるということが原則でございます。その点は、退去強制令書の発付前の段階で、退去強制をすべき人なのか、在留特別許可をすべき人なのかということは、まずは裁決の段階で検討いたしますが、退去強制令書が発されたということは、その点もいろいろ考慮した上で、やはり送還すべきという結論に至っている人ですので、まずはしっかり送還をするということが前提になると思っております。

その上で、在留特別許可の透明性ということに関してはガイドラインを定めています。これはもともと、自ら入国管理官署に出頭してくることを促進するという観点も含めて、どのような要素が在留特別許可を受けるプラスの要素となるのか、マイナスの要素となるのかを明らかにしたものでございます。

いずれにしても、今後とも、適切な退去強制令書の執行と、適切な在留特別許可の運用に努めてまいりたいと考えております。

それから、青山委員から非常に評価をいただいたワンストップセンターについて、横串を通した観点での対応をすべきという御指摘だと思いますので、我々も留意してまいりたいと考えております。

ただ、ここは、本文にも記載ございますけれども、適切な情報に迅速に適切に到達するということが、まずもって重要でございます。ワンストップセンターでの、いわゆるたらい回しは絶対あってはならない話だと思っております。ワンストップセンターで適切に、すぐにお答えできるという対応と、そこから適切な相談を受けられる、案内を受けられるところを適切に御案内するという対応も極めて重要だろうと思っておりますので、そうした両面を含めて、しっかりやってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 最後、青山先生から最後に御指摘のありました、これから新たに受け入れる企業の皆様への情報提供、御説明という点につきましては、私たちも、年明けから全国の地方入国管理局におきまして、関係者の皆様への新制度の御説明を

開始いたします。また各地方でお声掛けいただきましたら、情報提供できると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、様々な御意見を、貴重な御意見をいただきました。省庁の皆様、全体を通して、付言あるいは御説明いただけることがありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

それでは、そろそろ時間となりましたので、この辺りで終了させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

次回でございますけれども、近接しておりますが、12月20日木曜日午後3時30分から開催を予定しておりますので、総合的対応策の最終取りまとめを行いたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、第5回外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会を終了いたします。本日はお忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

- 了 -